

Title	米国連邦新所得税法 (上)
Sub Title	
Author	向井, 鹿松
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.7 (1914. 9) ,p.883(103)- 891(111)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140910-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

して此報告は缺點多しと雖も其勞働者關係如何に關する洞察の如きは各組合の指導者の調査及口頭上の報告によりて全部蒐集せられたるものなり。而して其個人的の調査及報告は注意して見るの要ありそは組合の牛耳を握れるもの、間に争闘あり。嫉妬あり。爲めに其報告の完全を見ること能はざるが故なり。されば今日勞働者運動の狀態如何を公平に觀察し判断せんとせば各組合の理事の言ふ所を對照して其言の符合する所のみを頼らざるべからざるなり。

埠頭勞働者組合の理事の提供したる材料は埠頭事業のみを示すに過ぎず。故に其足らざる所は、日日埠頭事業に従事せる人々の報告、或又個人的の觀察及、一九一〇年以後について出刷を見たる埠頭調査書併に本論に引用したる小記録の二報告等によりて補ひたり。ダイアモンド勞働者組合の理

事の如きは未だ公表せられざるものにして且此場合に適用して一部分の事實を語る材料を私人的に予に與へられたり。有力なる組合の歴史は全部記述するの要を見るべしと雖も、其他の多數の小組合に至りては皆地方的の性質を有するものなるが故に此處に論述するの要を見ざる也。事情如此なれば重要ならざる事件に關しては勢い其大體を描寫するの外良法なきなり。右に載せたる論文を作るの第一の基礎たるべき事實の蒐集すら全部不備の至りなり。又 Archive 雜誌に連載したる最近七十年間の商工史の材料は科學的叙述を缺きたる等の事情によりて此論文を作るは實に困難なる事業なりしなり

米國聯邦新所得稅法 (上)

向井鹿松

合衆國に於ける所得稅には二種あり。一は米國諸州に於て課する所得稅にして他は米國中央政府の課するもの之なり。而して從來米國各州に於て所得稅を課したるは四十五州中只十六州あるに過ぎずして而も其の成果甚だ良好ならず何れも皆失敗し今日現に之れを實行しつつあるは僅かに三州あるのみなり。聯邦所得稅は千八百六十一年南北戰爭に際し賦課せられたる戰時所得稅を以て始めとす。こは戰後尙繼續されて千八百七十二年に及び同年廢止された。次で千八百九十四年に至り中央政府は其の歳入の不足を補ひ兼て關稅の改革に資せんがため新たに所得稅を起したりしが此の法律は制定後間もなく大審院が憲法違反なりとして之が無効を宣告したるを以て遂に實施に至らずして已めり。而も爾來聯邦所得稅を課するの必要が益々一般識者の間に唱へらるると共に此の大審院の判決を以て長き間の先例を無視し且つ人民の意思を顧りみざるものとして批難する者繼出せしが此の運動は昨年十

月に至り遂に成功したり即ち憲法を修正して所得稅賦課の權を國會に與ふると共に改めて新所得稅法を制定し引續之れが實施を見るに至れり。かの千八百九十四年の所得稅が關稅改正に資するためには主黨政府の手によりて企てられ一度大審院の判決により失敗したるに今次改權再々民主黨に歸するに及び今又關稅改正と共に新所得稅法の制定するに至りしは又偶然なりとせざるなり、左の一稿は「セリクマン」教授が最近の Economic Journal に於て此の所得稅法を論評せるものを抄譯したるものなり。

千九百十三年九月三日制定の合衆國所得稅法は財政史上に於て一新紀元を劃するものなり。本來此の稅法は關稅改正に伴ふ收入の缺陷を補はんがために制定せられたるものなるが而も議會に於ける此法案審議中の辯論に依れば有力なる立法者の目的としたる處は之によりて單に合衆國に於ける一般租稅制度の特徴たる負擔の不公平を矯正せんとするにあるや明かなり。

今新稅法を論ずるに當り先づ其の規定の要領を説き次に其の缺點を指摘す可し。而して前者

に關しては之を左の數項に分けて順次論述せん
(一) 所得稅負擔者、(二) 所得の意義、(三) 稅率及免稅規定、(四) 徵收細則。

一 所得稅の負擔者

個人にして新税法の下に於て納稅の義務あるもの左の如し。

一、米國市民は内地に居住すると外國に居住するとを問はず凡て其の全所得に對して課稅さる。

一、米國の市民に非ずして米國に居住するもの亦同じく其の全所得に對し課稅さる。

一、米國の市民に非ずして外國に居住するものが米國に於て財産を所有し又は事業を經營し或は職業を有する場合には此より生ずる所得に對し課稅さる。

此等の規定に付き注意すべきは立法者が重複課稅を避くるために何等の手段を採らざりしこととなり。即ち此の規定によれば米國の市民に

り。

以上を以て見れば米國所得税法は同一課稅權内に起る重複課稅は之を避くることを勉めたれども二個以上の課稅權の下に起る重複課稅に付ては何等の方策を講せざりしを知る可し。

二 課稅せらる可き所得

所得の意義を定むるは頗る困難なる問題なるが新税法の規定する所大約左の如し。

此の法律にて純所得と稱するは凡て左に掲ぐる利益利潤及所得を云ふ

一、如何なる形式にて仕拂はるるものなるを問はず俸給、賃銀又はすべて勤勞に對する報酬より生じたるもの

二、職業、事業、商業、貿易又は動産不動産の賣却又は取引、動産不動産の所有、使用又は之れに對する關係より生ずるもの

三、利子^{レント}、配當、有價證券又は利益利潤を得る目的を以てなす合法なる事業取引より生

して外國に居住し其の地に所得稅を納むる者、又は米國に住む外國人にして既に自國に於て所得稅を仕拂ひたる者は米國に於て又所得稅納付の義務あるか故に結局二重に課稅せらるることとなるべし。尤も後に述ぶるが如く米國會社の社債券を有する外國人は所得稅を免除さるるが故に此弊害の一部は除去せらるるものなりと雖も米國が他國に卒先して國際間に於ける此種の不當課稅を根絶するに努めざりしは惜む可きなり。

次に此の法律は個人に限らず廣く會社其他の結社にも適用さる。即ち合衆國に於て設立せられたる組合、株式會社等其他凡ての結社の所得に對して課稅するものにして、只僅かの除外例を設けたるに過ぎず。而して組合會社等が既に所得稅を仕拂ひたる配當金等をば個人が受取りたる場合には是を各個人の課稅所得額中より控除することを許し以て重複課稅に陥るを避けた

するもの。贈與其他凡ての遺贈により得たる財産の所得(價格に非ず)其他其の來る源泉の何たるを問はず凡ての利益、利潤及所得より生ずるもの。

此の包括定義に於て吾人の注意すべきは(一) 所得に關する新説を用ゐざりしこと(二) 所得を以て規則的に定時に發生するものとなしたること、(三) 及(四) 總收入と純收入とを稍精密に區別し資本と所得との間にも些か區別を設けたるの諸點なり。今是等に付順序説明すべし。

茲に云ふ所得の新説は心的又は享樂所得並に貯蓄の二方面より之を論ずることを得可し。心的所得の問題は所得を單に金錢の形式を以て受取りたるものに限るや又は金錢の代表する満足に迄及ぼす可きものなりやの問題を含めり。勿論各個人の受くる凡ての満足の度を金錢を以て計るは不可能なるが故に茲に實際問題となるは

各人が自己所有の家屋に住居する場合に關するものなり、即ち人は其の自ら所有する家屋に住む場合には特別の満足を受くるものなるが此の満足たるや之を其の家に相當なる家賃を以て度り得るが故に之れを所得の中に包含せしむ可きや否やにあり。今例を以て之を示さん甲は價格五萬弗の自己所有の家屋に住居し毎年租稅及修繕費として各一千弗合計二千弗を支拂ふこととし、乙も同じく甲と寸分違はざる家屋を所有するも今之を五萬弗にて賣却し而も尙引續き此の家に住居し家賃として毎年五千弗を支拂ふこととせん。此の場合に於ける甲乙兩人の地位は全く同じきものと云はざる可からず。何んとなれば乙は其の家屋賣却代金五萬弗に對し年六分の利子を得るとすれば三千弗の所得あり而して従前仕拂ひ來りたる租稅及修繕費は之れを要せざるに至るが故に今二千弗を支拂すれば家賃を支拂ひ得べきを以て甲乙何れも毎年仕拂ふ處は

二千弗にして全く同一なり。

然るに今所得稅を賦課すとせんか乙は其の増加せる所得三千弗の利子に對し新たに租稅を負擔することとなるが故に家屋を所有せる甲と金錢を所有せる乙との間に負擔の不公平を生ずるに至る。此の不公平を避けんとするには住宅の純貸賃價格をも所得の中に加へざる可からざるの道理なり。戰時所得稅に於ては此の方法を採用したりしも現行法は一般歐洲大陸の主義に従ひ所得を以て實際上の金錢所得に限りたるを以て以上の不都合なる結果を生ずるを免かれず。

所得の新説の第二點は貯蓄を如何に見るべきやの問題なり。往年ゼ、エス、ミルが貯蓄に課稅するを以て重複課稅なりとなしたる論の謬説なることは既に一般に指摘せられし所なるが近年に至り新たに此の問題に關して二個の互に相異なる議論を生したり。一は所得稅負擔の重大なる不公平を避くる唯一の方法は貯蓄に課

稅をせざるにありとなす伊太利學者の主張にして、他は所得の意義を單に收入高より消費高を控除せる殘額に限り而して其の所謂消費高たるや單に收入を得る爲めに要したる費用に限らず尙其の人一身上の費用をも此の内に包含せしめんとするものなり。要之前者は課稅の目的物を消費に限り後者は貯蓄に限らんとする正に正反對の地位に立つものなり。その何れを以て正當となす可きや頗る疑問の存する處にして現行所得稅法か此の何れの説にも左端せざりしは幸と云ふ可きなり。

新稅法に於て所得の理論に關し注意す可き第二點は不規則なる收入に關する問題なり。千八百九十四年の法律にては歐洲に於ける一般實例に倣ふことなく遺産をも之れを所得と見做し課稅したり。されど元來所得とは一般に規則正しく定時に發生するものを云ひ遺産の如く不規則なる收入は相續稅によりて負擔を加ふるを正當

とす可し。新稅法は此の點に注意し遺産を除外したるのみならず生存中になされたる贈與をも之を所得に非すとせり。是れ亦千八百九十四年の法律と異なる所なり(因に米國にては相續稅は各州に於て課すれども未だ聯邦政府の相續稅なるものなし)。

次に論す可きは資本と所得との區別なるが此の中にて(一)財産の賣却より生ずる利潤並に(二)生命保險會社に關する問題は特に研究を要する處なり。

前者に關する新稅法の規定を見るに『動産及不動産に關する諸取引より生ずる利益、利潤及所得は之を純收益として課稅すべきものなり』とせり。此の故に不動産及有價證券賣買の業務に従事する者が其の不動産及有價證券の賣却によりて得たる利益に對して所得稅を納むべきことは當然明白のことなるが、茲に問題となるは或種の財産を買取りたる個人が數ヶ年を経て之

を買入代價よりも高價にて賣却したる時に其差額は之を其年に於ける此者の所得として課税す可きものなりや否やにあり。若し法律の文字解釋の上よりすれば其差額は當然課税の目的たる可きものならんも而も斯かる解釋は頗る穩當ならざるものと云ふ可し。何んとなれば若し斯かる取引よりして損失を生したる場合に對して新稅法は何等の規定を設けざるを以て也。勿論不動產賣買を營業とするものは其年の所得を計上するに際し損失を利益より差引くことを得るが故に何等の不都合を生せざれどもこれを營業とせざる個人が一定期間所有したる土地を賣却して損失を招きたる場合には之を他の不動產賣買の利益中より差引く可き餘地なきが故に隨て其缺損は全然資本の減少に歸す可し。果して然らば其の缺損が資本の減少なるに其の反對の場合たる利益が何故に資本の増加に非ずして所得と見做さるべきやその理由を知るに苦しむ也。

此の點に關し新稅法起草者たる「コルデル、ハル」氏の意見を見るに氏は法に明文ある場合は兎も角く然らざる限りは不勞増價は所得に非ず只資本の増加に過ぎずして不動產賣買を營業とせざる者が不動產を購入したる場合に於て新稅法の適用を受くるは此の者が買入れと同じ年に再び其の土地を他へ賣却して利益を得たる場合に限るべしとなせり。此の解釋は有價證券其他不動產の場合にも適用さる可きが故に、若し新稅法が此の起草者の意見に従ひ解釋さるるものとせば此の至難なる問題も相當満足なる解決を得たりと云ふべし。

次に研究を要するは保險會社特に相互生命保險會社の所得に關する問題なり。元來生命保險會社が保險證券所持人に金錢を仕拂ふものには死亡、年金、教育、結婚に對するもの、保險證券の買戻又は配當金等種々あれども是等支拂金の一部は常に以前會社の受取りし保險料を以て決

濟さるるものなるが故に單に資本の返還を以て目す可きものなり。特に配當金として交付する場合の如きは其の著るしきものなるが故に當然會社の所得中より控除さる可きものなり。新稅法は又此の點に注意し原草案に修正を加へたり即ち生命保險會社が各保險契約者に拂戻す金額は之を其の所得中より控除することを許したり而して相互火災及海上保險に付ても亦之れと同じ主旨の規定を設く。然れども保險會社の所得中より保險證券所持人に仕拂ふ可き配當金の控除することは未だ以て之に關する凡ての問題を解決し得たりとなす可からず。何んとなれば保險會社の所謂利得と稱するものの中には配當金の外尙他に會社の利益なるもの存するが故なり而して此利益たるや被保險者の所有に歸す可き資本なるが、新稅法は資本に課税するものに非ずとは起草者「ハル」氏の切言したる處なり。然りと雖も、資本と所得との區別に付ては明確

なる考へを有せざりしが如し。

所得の意義に關し最後に研究を要するは總所得中より如何なるものを減したるものを以て純所得となすやの問題なり。新所得稅法が純所得を計上するに際し、必要なる營業費負、債の利子其の年に實際受けたる損失及貸倒れ、營業のため使用する財産の減價又は消耗に對する消却金は之を其の總所得中より控除することを許したるは當然のことなり。尙法律が既に所得税を納付したる會社より受くる配當金及後に述ぶるが如く既に其の源泉に於て課税せられたる所得を個人の總所得中より控除するを許したるの正當なるに付ては又議論の餘地なき所なり。只茲に面倒なる問題を生ずるは租税及會社が其の負擔に對して仕拂ふ利子に關する點なりとす。

先づ前者に付て見るに新稅法は凡ての租税を總收入中より控除することを許したり(但し個人に於ては市町村税は之れを控除することを許

さす)。何故に此の控除を許したるやは不明なれども單に營業に對する租税なる點よりすれば純収益を見るに際し之を他の費用と同一視するは不可なきが如し。然れども所得が純粹の營業上の取引に基き發生したるものに非ざる場合には果して此の規定は適當なるや否や疑はしと云はざる可からず。

會社が其の負債に對して仕拂ふ利子は之れを總所得中より控除す可きものなりや否やの問題に關して先づ注意を要するは會社負債と個人負債とが相異なる重要な特質を有することなり。個人の場合にありては課税せらる可き財産は負債を控除せる殘額なるが故に隨て課税さる可き所得も亦之れに相當する収益の餘剩なる可き道理なり。然るに會社にありては會社資本金は會社財産の一部を代表するものに過ぎずして他は社債券によりて代表さるるものなり。否な嚴格に論する時は吾人は會社信用と個人信用と

を區別するよりも寧ろ生産信用と消費信用とを區別す可きものなり。最も會社の負債中にも時に緊急の用途を支辨するために起され隨て消費信用と見る可きものなきに非ずと雖も少なくとも擔保付社債は殆んど全部皆資本を得んがために發行せられたるものと云ふを得可し、此の故に經濟上より云へば會社資本は社債と株式とよりなるを以て理論上社債の利子は課税に際し總所得中より控除す可き性質のものに非ざるのみならず實際歐洲諸國の所得稅法は之れを控除せざるなり。然るに千九百九年の米國會社稅法は負債の利子を控除することを許し只負債が會社資本金を超過する場合に限り其の超過部分に對する利子は之れを控除せざることとなしたり新所得稅法に於ては同じく會社の仕拂ひたる利子は之れを其の所得中より控除することを許すも其の高に制限を附し會社の負債が其の拂込資本と利子付負債との合計の半額を超過する場合

には其の超過部分に對し仕拂ひたる利子は之を控除せざることとせり。隨て新稅法の規定は會社稅法よりも會社に對して有利なるものなり。されど此の規定は何等理論上の根據を有するものに非ずして寧ろ凡ての負債の利子は控除せざることとなすか又は純粹の消費信用の結果と認め可き負債に對する利子に限り凡て之れを控除することを許すを以て得策とす可きか。

千九百九年の法律にては一會社が他の會社の株式を所有する場合には之より受くる配當金は之を其の總所得中より控除することを許したりしが新稅法にては之の規定を廢止したり、此の結果として持分會社は非常の負擔を蒙るに至る可し。如何となれば同一の所得に對し子會社も親會社も納税の義務あるが故に二重の負擔を受けることとなるを以てなり。此の規定變更の理由とする處は持分會社の發達を阻止するに在ること勿論なるが、持分會社の利害に付ては茲に

論する限りに非されども少なくとも鐵道の如きものにありては或る種の持分會社の存在は何等社會公衆の利益と矛盾するものに非ざるなり。兎に角政府が一つの手段を以て歳入並に持分會社撲滅の兩目的を達せんとするは果して得策なりや否や頗る疑はしと云はざる可かなず。(未完)